

和束町国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 令和7年2月14日（金）
午後8時00分～午後9時30分
場 所 商工会館研修室

出席委員 公 益 代 表：松田隆之委員、大西峰夫委員、久保雅昭委員
被保険者代表：籠嶋 渉委員、山田育子委員、久禮 佐江子委員
保険医等代表：柳澤 衛委員、井上茂樹委員、山口政延委員
和 束 町 馬場町長、但馬診療所事務長、馬場診療所医療担当課長
事務局（税住民課）：今西課長、向田主任

1. 開 会

2. 町長あいさつ

鷲峰山トンネルの開通や総合保健福祉施設の完成が目前となっているので活用してほしい。2月16日にトンネル開通のプレイベント、3月2日に福祉施設の内覧会を予定している。令和7年は和束町を取り巻く環境が大きく変わりそれに合わせて新しい和束町となるのでご理解とご協力をお願いしたい。

3. 選挙

令和6年9月より委員の任期が新しくなったことに伴い、会長及び副会長の選挙を実施。委員からの指名推薦により大西委員が会長、松田委員が副会長に選任された。

4. 議 事

会議録署名委員の指名	被保険者代表：久禮 佐江子委員 保険医等代表：山口政延委員 を指名
------------	--------------------------------------

1) 令和7年度和束町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）予算案について

税住民課 国保診療所	配付資料に基づき、「和束町国民健康保険条例の一部を改正する条例」及び「令和7年度和束町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）予算案」を説明
---------------	---

会長	令和7年度当初予算について、説明を受けた。質疑に入ります。
----	-------------------------------

委員	国民健康保険税収入が減少している理由について説明を（事業勘定）
税住民課	減収については、被保険者数が令和6年度と比較して減少傾向にあり、令和7年度もその傾向が変わらないと考えられるため減収ということで予算を計上している。
委員	選定療養費の制度が導入され、ジェネリック医薬品と先発医薬品の差額分の4分の1を徴収することとなっているが、選定療養費に該当する金額が増加しているのか把握する必要があると思うがどうか
診療所	現在は整理できていない。今後考えていく
委員	被保険者が減少するということであるが、直診勘定の診療所の診療収入が増額となっている。こういった理由か
診療所	新施設での診察が始まり診察数が増えることが予想されるため収入を上乗せした。
委員	特定健診と比べ人間ドックの予算が減少しているのはなぜか
税住民課	これまで人間ドックに毎年行っていた人が75歳以上になり国保の資格を喪失するなどして受診者数が減少すると考えられるため
委員	事業勘定の保健事業費が令和6年度と比較し300万円以上減額となっているのはなぜか。
税住民課	令和6年度は会計年度任用職員を1人雇用し給与等を保健事業費から支出していたが、令和7年度は会計年度任用職員の雇用がないため減額となった。
委員	事業勘定の療養給付費で1億1千万円減となっているが、なにか理由があるのか（例：高額な給付を受けていた人が亡くなった等）
税住民課	療養給付費は京都府が試算した結果を予算として組んでいる。被保険者の数が減少しているというのもあるが、令和

	6年度の試算が少し多めに見積もっていたところもある。
委員	ジェネリック医薬品の割合を増やしていく予定はあるか
診療所	ジェネリックの率は8割程度と見込んでいる。最近は8割程度で推移している
委員	8割というのは低い。85%から90%ほどが求められている数値となっている。選定療養費にも関することなのジェネリックの利用率の向上に力を入れてほしい。
2) その他	
税住民課	配付資料に基づき、「和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を説明
会長	資料に基づいて説明を受けた。質疑に入ります
委員	課税限度額及び軽減判定所得というのはなにか
税住民課	1世帯で1年間に支払う保険料の上限額。改正後は令和6年度と比べ上限額が3万円上昇する。現在、上限まで到達しているのは15世帯。 軽減判定所得とは、一定額の所得以下の世帯の保険料を減額する仕組みである。軽減の判定方法が変わることで2割軽減と5割軽減の世帯が増加する改正となる。なお、今年の所得で計算する場合、9世帯が新たに軽減世帯となる。
委員	課税限度額が上がる改正と保険税が減額となる改正が同時にあるが、トータルでは増収となるのか減収となるのか
税住民課	差引では減収となる。
会長	以上で閉会します。

5. 閉 会 松田副会長

今後も国保の運営にご協力をお願いします。
本日はどうもありがとうございました。

午後 9 時 3 0 分閉会

上記内容に相違ないことを証するため、和束町国民健康保険条例施行規則第 9 条第 2 項の規定により署名する。

署 名 人 被保険者代表 久 禮 佐江子

保険医等代表 山口 政延

(議事録原本には自筆の署名をいただきます)